

～利用者登録の方法について～

1.はじめに

豊明市立南部公民館は社会教育施設ですので営利活動や宗教的・政治的活動につながる内容の場合、ご利用ができません。

ご利用にあたり、利用内容についてお聞きし、ご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。

2.「利用者登録」の方法

☆インターネットを利用する場合

①あいち共同利用型施設予約システムより、「利用者登録」をおこなってください。

※登録をしたときに発行される「利用者 ID」を忘れずにメモしておいてください。

②南部公民館の受付窓口にて、「利用者 ID」と下記のものを持って団体の代表者が施設にお越しください。

- ・身分証明書(免許証・マイナンバーカードなど)
- ・団体名簿
- ・団体の収支のわかるもの(会費などがある場合)
- ・団体の規約(ある場合のみ)

③本人確認後、南部公民館の抽選・予約申込みができるように手続きをし、「利用者登録証」を交付します。

☆施設の受付窓口で登録をする場合

①下記のものを持って団体の代表者が南部公民館にお越しください。

- ・身分証明書(免許証・マイナンバーカードなど)
- ・団体名簿
- ・団体の収支のわかるもの(会費などがある場合)
- ・団体の規約(ある場合のみ)

②本人確認後、利用者登録と南部公民館の抽選・予約申込みができるように手続きをし、「利用者登録証」を交付します。

☆他施設で利用者登録をして「利用者 ID」を持っている場合

インターネットを利用する場合の②からの手続きをしてください。